

# 静岡県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査料の助成に係る取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、新型コロナウイルス妊産婦総合対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3の2（7）イの規定に基づき、妊婦に対する新型コロナウイルス検査料の助成に必要な事項を定める。

## 第2 助成対象者

- 1 要綱第3の2（2）に規定する検査対象者のうち、県外の医療機関で分娩予定日の概ね2週間前に新型コロナウイルス検査（以下「PCR検査」という。）を受けた者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、医療機関等からPCR等検査料の控除を受けた者又は他の自治体から助成を受けた者は助成の対象外とする。

## 第3 助成対象費用

- 1 助成の対象は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに受けたPCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）又は抗原定量検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）並びに鼻腔・咽頭拭い液採取に係る費用とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、保険適用となるPCR等検査料については助成の対象外とする。

## 第4 助成額

20,000円を限度に助成する。助成回数は、妊婦1人につき1回とする。

## 第5 助成の申請

### (1) 提出書類 各1部

- ア 静岡県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査料助成申請書（様式第1号）
- イ 申請者が医療機関に提出した検査申込書の写し
- ウ 検査に要した費用が確認できるもの（医療機関が発行した領収書の写し等）
- エ 申請者の住所（静岡県内）が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）
- オ PCR等検査を受けた日が妊娠期間中であることを確認する書類（母子健康手帳の「出生届出済証明」及び「妊娠中の経過」の頁の写し等）
- カ その他知事が別に定める書類

### (2) 提出期限

別に定める日まで

## 第6 助成の決定及び確定

- 1 知事は、第5の規定による申請書類を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定する。
- 2 知事は、PCR等検査料に対する助成を行うことを決定したときは、助成の決定及び確定を申請者に通知する。
- 3 知事は、審査の結果、助成しないことを決定したときは、不承認の決定を申請者に通知する。

## 第7 請求の手続き

申請者は、助成の決定及び確定の通知の受領後、速やかに様式第2号の請求書により、県に対してPCR等検査に係る費用の請求を行うこととする。

## 第8 助成金の返還

知事は、本要領に違反した場合又はその他不正の行為によって助成金の給付を受けた者については、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、令和3年1月13日から施行する。

### 附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日検査分から適用する。

### 附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。